２０１７年　9月　２７日

広島大学長
越智　光夫 殿

広 島 大 学 教 職 員 組 合
執行委員長　坂元　国望

附属学校間異動に係る経済的負担弁済の再要求について

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。
さて、表記の件に関する平成２９年９月２０日付けの貴回答について、以下のとおり返答をします。

記

１．突然の，しかも大学側の一方的な命令に対応すべく個人が実直に行動した結果，やむを得ず被った損害を個人に押し付けることは，不合理の極みです。本件は，教員に突然降りかかった無計画で不見識な命令に端を発しており，明らかに通常業務の範囲を大きく逸脱しています。通常業務の範囲ならば「学内均衡や平等性」に配慮することは当然ですが，今回のような緊急的かつ例外的な案件に対しては，通常業務の超過分として加算される手当と同じレベルで議論されるべきではないと考えます。個人が被った金銭的損害に対する弁済として個別に対応し，個人が被った金銭的損害を完全弁済することを要求します。

２．本件のような要求をしなければならない事由そのものが今後繰り返されることのないように，附属学校園に固有の労働問題を継続的に交渉する意思を表明します。まずは，「附属学校園に係る問題に関する団体交渉申入れ」に２０１７年１０月１３日（金）までに対応することを要求します。

以上